

公立大学法人宮城大学利益相反管理規程

平成21年4月1日

規程第54号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）において、利益相反行為により生じる問題に適切に対処するとともに、利益相反に関する社会への説明責任を果たし、もって産学官連携活動を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次条に規定する者（以下「対象者」という。）が産学官連携活動等を行うことにより、その活動又は成果に基づき得ることとなる個人的な経済的利益又は相手組織に対する責務が、大学の使命若しくは公共の利益又は本学の役員若しくは職員としての責務と相反する状況をいう。

(利益相反管理の対象者)

第3条 利益相反の管理の対象者は、本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）とする。

(利益相反管理の対象行為)

第4条 利益相反の管理の対象は、役職員が行う次に掲げる行為とする。

- 一 会社等の営利企業及び国、地方公共団体、独立行政法人その他の団体（以下「企業等」という。）への兼業を行うこと。
- 二 自らが保有する知的財産権を企業等に譲渡し、又は実施許諾すること。
- 三 企業等との共同研究又は企業等から受託研究若しくは研究員の受入れを行うこと。
- 四 企業等から一定額以上の給与、謝金、原稿料等の金銭の供与を受けること。
- 五 企業等から物品若しくは設備の提供、人材派遣等の便益の供与を受け、又は株式、出資金、新株予約権、受益権等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得ること。
- 六 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入すること。
- 七 学生又は研究生を産学官連携活動等に從事させること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、第6条に規定する管理専門委員会が利益相反の管理の対象として定めた行為

(利益相反管理の判断基準)

第5条 産学官連携活動等を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針として、次に定める事項を利益相反の管理の判断基準とする。

- 一 役職員が、本学における職務に関し、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- 二 本学が、その社会的責任に対し、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- 三 個人的な利益の有無にかかわらず、役職員が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

(利益相反管理専門委員会)

第6条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第3号の規定により設置される利益相反管理専門委員会（以下「管理専門委員会」という。）は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- 一 利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- 二 利益相反による弊害を除去するための施策の策定に関すること。
- 三 利益相反に関する審議及び回避要請等に関すること。
- 四 利益相反の管理のための調査に関すること。
- 五 学外からの利益相反の指摘への対応に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、本学の利益相反に係る重要事項に関すること。

2 管理専門委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 研究を担当する副学長（以下「研究担当副学長」という。）
- 二 各学群及び基盤教育群からの推薦に基づき研究委員会委員長が指名する者 各1人
- 三 本学の役職員以外の者で利益相反に関し識見を有する者 1人

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該職にある期間とする。

4 管理専門委員会の委員長は、研究担当副学長をもって充てる。

5 管理専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(定足数及び議事)

第7条 管理専門委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 管理専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 管理専門委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員長は、調査、審議等の結果について、研究委員会に報告しなければならない。

5 研究委員会は、前項の報告を受けたときは、当該調査、審議等の結果について審議するとともに、研究委員会委員長は、その結果を学長に報告しなければならない。

(利益相反に関する評価)

第8条 管理専門委員会は、次条に定める自己申告書による情報及び必要に応じ実施する状況調査に基づく情報について、利益相反ガイドライン及び第5条の判断基準をもとに評価を行うものとする。

2 役職員は、前項の評価結果に不服がある場合は、管理専門委員会に再評価を求めることができる。

(役職員からの自己申告)

第9条 役職員は、管理専門委員会から求めがあった場合は、別に定めるところにより、利益相反に関する自己申告書を管理専門委員会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 管理専門委員会の庶務は、研究推進・地域未来共創センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学利益相反管理規程第6条第2項第2号の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (R7.3.26 第221回理事会)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。